

1. 件名：「JAEAふげんにおけるクリアランス評価時の放射能濃度の減衰補正に係る基準日の設定について」

2. 日時：令和元年12月4日（水）13：30～14：00

3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

核燃料施設等監視部門

二宮上席監視指導官、木原主任監視指導官、百瀬管理官補佐、吉澤監視指導官

日本原子力研究開発機構

敦賀廃棄措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 東京駐在副本部長 他3名

5. 要旨：

(1) 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から次のとおり説明を受けた。

令和元年11月27日に説明を受けた、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）の放射能濃度の評価に用いる基準日の設定誤りがあった対象物は、ふげん構内において保管して移動禁止の措置を講じている。

基準日の設定誤り以外についてもデータ再検証を実施すると同時に、原因分析、再発防止を図る計画である。

(2) 原子力規制委員会からは、前回の面談に引き続き次の点について再度指摘した。

適正な評価結果（正しい基準日を用いた計算により算出した放射能濃度）を提出すること。また、当該事象以外のデータの再検証についても確実に実施すること。再発防止対策においては、原因調査・分析を充分に行うことが重要である。

(3) JAEAから、指摘を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

JAEAからの配付資料

・放射能濃度の確認を受けた新型転換炉原型炉ふげんの資材等の移動禁止について